資料1-1
令和4年12月21日
第2回男女共同参画推進会議
・女性活躍推進協議会

第5次としま男女共同参画推進プラン重点事業の実施状況および実施予定

＊重点事業
指標への貢献度が高い、施策を構成する代表的な事業

＜目標1＞すべての人が人権を尊重し、安心して暮らせるまち

施策の方向1：DVの根絶と支援体制の充実

施策①：区民及び職務関係者に対する啓発の促進

事業番号	事業名	事業の内容	通番号	所管課	具体的な取組み	上半期（4月から9月まで）の実施状況	下半期（10月から3月まで）の実施予定	（参考）令和元年度第4次としま男女共同参画推進プラン実施調査における実施状況
1	DV・ストーカー行為等暴力の予防と根絶に向けての普及・啓発の推進	DV、ストーカー行為等の人権を侵害する暴力の予防と根絶に向け、何が加害行為になるかなどの発信等を行い、加害者を生まないための普及・啓発を進めます。	1	男女平等推進センター	①「女性に対する暴力をなくす運動」期間中の多様な啓発事業 ②「広報としま」を活用した啓発 ③相談機関の周知、カードやステッカーの配布・設置先の拡大	①「女性に対する暴力をなくす運動」期間啓発準備 ②「広報としま」11月1日号情報版記事作成 ③相談機関周知ポスターの作成	①運動期間中の啓発事業 区長等幹部職員パープルリボンバッジ一斉着用、区職員パープル布リボン一斉着用、児童虐待防止運動を連携したダブルリボンキャンペーン、町会掲示板、区民ひろばへの啓発ポスター掲出、ファーマーズマーケットへの出展等 ②「女性に対する暴力をなくそう」啓発記事11/1号広報としま情報版掲載 ③区役所の他、医療機関、WLB事業所に設置促進	①運動期間中の啓発事業 区長等幹部職員のパープルリボン一斉着用、DVについて考えるキャンペーン等 ②区報に啓発特集 11/1号 ③DV相談カード設置先を拡大し、区役所や医療機関に設置　298か所
2	若年層に対する暴力予防教育の強化	将来のDVや児童虐待を防止するために、近年顕在化しているデートDVについて、若年層に向けた啓発を重点的に行います。また学校における人権教育の中でもデートDVについての啓発を行います。	2	男女平等推進センター	①デートDV予防教室の実施 ②デートDV予防キャンペーンの実施	①区立全中学校へのデートDV予防教室開催希望調査の実施 ②「はたちの集い」におけるデートDVパンフレットの配布、区内専修学校へのDV相談カード・ステッカーの設置について、関係課へ協力依頼	①デートDV予防教室：区立中学校全校で実施、区内専修学校各種学校へのデートDV出前講座の周知 ②デートDV予防キャンペーン：成人の集いにてデートDVパンフレットの配布、区内専修学校へのDV相談カード・ステッカーの設置促進	①デートDV予防教室：区立中学校1校で実施（コロナ感染拡大の影響により7校は中止） ②デートDV予防キャンペーン： ・成人式にてデートDVカード・パンフレットの 配布及び展示 ・高校12校、大学2校にパンフレットを配布
			3	健康推進課	AIDS知ろう館・鬼子母神plusにて、デートDV予防資材を配布する。	AIDS知ろう館・鬼子母神plusにて、DVに関するポスターを掲示するとともに、デートDVの記載を含むリーフレットを配布した。	AIDS知ろう館・鬼子母神plusにて、デートDV予防資材を配布する。	・AIDS知ろう館にて、デートDV予防資材を配布。
			4	長崎健康相談所	中学校での健康教育を実施する。	実施無し	令和5年3月、中学校にてエイズ・性感染症予防教育実施予定。	新型コロナウイルス感染症の影響により中止
			5	子ども若者課	各施設において、男女平等推進センター作成のDV相談カードやリーフレットをおいて、啓発している。 中高生センタージャンプでは、NPO法人青い空と協力して、デートDVなどの啓発活動を行っている。	各施設ともに、受付周辺やトイレなどにカード等を設置。 NPO青い空は掲示での啓発、NPOピッコラーレは隔月来館で性教育と合わせた啓発活動に取り組む。	上半期同様の予定	中高生センターでは、デートDVの常設展示コーナーを開設し、トイレ等にチラシ（名刺大）を設置した。
			6	子育て支援課	若年層に向けてデートDVの知識を啓発できるよう、窓口に相談カードを設置する。	相談カード、リーフレットをカウンターに設置	相談カード、リーフレットをカウンターに設置	若年層に向けてデートDVの知識を啓発できるよう、窓口に相談カードを設置した。20歳未満の相談人数　10人
			7	指導課	人権教育の一環として実施する。	各中学校において、デートDVに関わる相談窓口について周知を行った。	各中学校において、改めてデートDVに関わる相談窓口を周知するとももに、デートDV予防教室を実施予定。	区立小・中学校で実施

施策②：早期相談・早期発見体制の充実

事業番号	事業名	事業の内容	通番号	所管課	具体的な取組み	上半期（4月から9月まで）の実施状況	下半期（10月から3月まで）の実施予定	（参考）令和元年度第4次としま男女共同参画推進プラン実施調査における実施状況
4	女性のための相談窓口の充実	被害者自身が、DVに気づいていないことがあります。女性の悩み相談がDV被害の発見・適切な支援につながるよう、女性のための相談を進めます。	8	男女平等推進センター	相談員がDV被害者を発見し、適切な支援につなげられるよう、研修会や事例検討等に参加し相談技術の向上に努め、女性相談に対応する。	○東京ウイメンズプラザ開催の相談員養成のための講座やスーパーバイズに参加し、相談技術の向上を図った。 ○一般相談件数（4～9月）計　784　件	相談員がDV被害者を発見し、適切な支援につなげられるよう、研修会や事例検討等に参加し相談技術の向上に努め、女性相談に対応する。	一般相談：1885件（女1881件、男4件）
			9	健康推進課	①随時の健康相談の実施 ②精神保健福祉相談を実施 ③適切な相談窓口を案内	①③電話や面接にて随時実施し、適宜、適切な相談窓口を案内している。②精神科医による相談を6回、精神保健福祉士による相談を6回実施した。	①随時の健康相談の実施 ②精神保健福祉相談を実施 ③適切な相談窓口を案内	（第5次としま男女共同参画推進プランにて新規追加）
			10	長崎健康相談所	①随時の健康相談の実施 ②精神保健福祉相談の実施 ③適切な相談窓口の案内	①③については随時実施している。 ②4月、6月、8月に1回ずつ延3回実施。延9件。	①③については随時実施予定 ②10月、12月、2月に実施予定。	（第5次としま男女共同参画推進プランにて新規追加）
			11	子育て支援課	研修会、講演会、事例検討等に参加し、婦人相談員のDVに対する意識を高め、DV被害者の発見、適切な助言ができるよう相談技術の向上を図る。	相談員ひとり2回以上の研修、講演会に参加 毎日のミーティング、担当ごと月1回の事例検討 ○女性相談件数　1,344件 ○母子相談件数　2,769件 ○家庭相談件数　30件	研修会、講演会、事例検討等に参加	○女性相談件数　3,813件 ○母子相談件数　8,333件 ○家庭相談件数　82件

事業番号	事業名	事業の内容	通番号	所管課	具体的な取組み	上半期（4月から9月まで）の実施状況	下半期（10月から3月まで）の実施予定	（参考）令和元年度第4次としま男女共同参画推進プラン実施調査における実施状況
5	相談窓口の機能強化	相談を受けた際にDVを見逃さず、適切な支援につなげられるよう、DVの潜在に注意し対応します。また、外国籍の方や多様な性自認・性的指向の方々への相談対応を進めます。	12	区民相談課	法律相談や人権身の上相談をはじめ、相談内容に応じ、男女平等推進センターや子ども家庭・女性相談係、東京ウィメンズプラザ等を案内する。	窓口や電話での相談、また法律相談や人権身の上相談において、相談内容に応じて各連携先をご案内した。	引続き相談内容に応じて連携先をご案内する。	相談内容に応じ、男女平等推進センターや子ども家庭・女性相談グループを案内。
			13	男女平等推進センター	・相談窓口等の職員がDV問題への理解を深め、DVの早期発見・適切な支援につなげられるよう研修会等を実施する。 ・一般相談及び専門相談の実施	○「DV被害者支援対応マニュアル」作成及び研修会の開催 ○一般相談の実施 相談件数（4～9月）計　886　件（うちDV91件） ○専門相談の実施 法律・こころ：各相談　月2回/DV：月1回 相談件数（4～9月）計　58　件	①一般相談及びDV相談の実施 月～土曜　9時～17時 ②専門相談の実施 ・法律・こころ：各相談　月2回	①一般相談：1885件（女1881件、男4件） ②専門相談：66件（女66件、男0件） ・法律：33件/こころ：23件/DV：10件 ③専門相談講座
			14	自立促進担当課長	住まいに関する相談窓口 （1）高齢者等入居支援事業 （2）高齢者・子育て等の家賃助成 （3）都営・区営・つつじ苑等の募集・相談	（1）情報提供：123件 （2）305件 （3）相談件数：991件	・相談内容に応じて対応	（第5次としま男女共同参画推進プランにて新規追加）
			15	高齢者福祉課	高齢者福祉課窓口、高齢者総合相談センターでの各種相談の際に、潜在的なDVに注意しながら対応し、必要に応じて専門的な相談機関の紹介を行う。 外国籍や多様な性自認・性的指向の方々への相談対応について研修受講をすすめ適切に対応していく。	高齢者総合相談センターの各種相談対応時に、潜在的なDVを3件発見し対応。うち1件について法律相談を活用、うち1件は高齢者福祉課と連携し対応した。 外国籍の方の相談にはコミュニケーションに十分配慮し対応した。研修については下半期に受講予定。	高齢者福祉課、高齢者総合相談センターの各種相談において対応。 外国籍、多様な性自認・性的指向の方々への対応について研修受講を勧奨する。	（第5次としま男女共同参画推進プランにて新規追加）
			16	障害福祉課	相談を受ける中で、どのようなことが暴力にあたるのかを伝えながら、安心して相談できる場として認識してもらえるよう対応していく。	障害のある方や家族から寄せられる相談は、いつ、どこで、誰が、何をしたのか詳細に聞き、暴力も含めて困りごとを聞き出せるようにしている。また、相談内容によっては、要望に応じた行政窓口や福祉サービス等を案内した。	引き続き相談を受けるとともに、相談支援事業者等への助言や人材育成の支援を行い、地域の相談支援事業所と連携を強化していく。	（第5次としま男女共同参画推進プランにて新規追加）
			17	子ども若者課	問題が重篤化する前に相談に繋がることができるよう予防的支援として、広報活動や、啓発活動を行っている。 どのような相談にも応じるため、相談者の多様性についても普段と変わらず対応し、傾聴により相談者のいくつもの課題から一番重要な課題を把握し、その解決に向けて全力で支援を行っている。	予防的支援として、広報としまへの掲載、ツイッターへの投稿等により啓発活動を行った。 あらゆる相談に応じているため、引き続き傾聴を重視し、相談者の課題の解決に向けた支援を行う。	上半期同様の予定	（第5次としま男女共同参画推進プランにて新規追加）
			18	子育て支援課	妊娠・結婚・夫の暴力・離婚等で悩んでいる女性を対象に、必要な相談・助言・保護及び関係機関の紹介について、母子・父子自立支援員、婦人相談員、家庭相談員が相談を実施する。また、外国人のDV相談では、離婚、親権など国の違いによる様々な問題を解決できるよう支援する。	○女性相談件数　のべ　1,344件 うちDV相談　144件 うち外国人の相談件数　194件 ○母子相談件数　2,769件 ○家庭相談件数　30件	妊娠・結婚・夫の暴力・離婚等で悩んでいる女性を対象に、必要な相談・助言・保護及び関係機関の紹介について、母子・父子自立支援員、婦人相談員、家庭相談員が相談を実施する。	○女性相談件数　3,813件 ○外国人相談（来庁）334件
7	子どもの虐待防止のための取組みの推進	「要保護児童等対策協議会」を開催し、子どもの虐待防止に関する関係機関相互の連携の強化を図ります。また、区立児童相談所を開設し、子どもの虐待の相談・通告を受け、虐待の未然防止・早期発見及び被虐待児童の救済を行います。	19	子育て支援課	○「豊島区要保護児童等対策地域協議会」の運営 ・児童虐待通告の受理 ・関係機関とのネットワークの構築 ・問題解決に向けての支援 ・虐待防止のための調査・研究、普及・啓発 ・養育家庭体験発表会開催	○児童虐待通告の受理 ○代表者会議1回（R4.6） ○実務者会議3回（R4.5、7、9） ○ネットワーク会議6回 ○ネットワーク研修1回（ヤングケアラー） ○ヤングケアラー実態調査8月～9月 ○ヤングケアラー関係機関連絡会議の実施	○児童虐待通告の受理 ○代表者会議1回（R5.1予定） ○実務者会議1回（R4.12予定） ○ネットワーク会議6回（第二水曜午後） ○ネットワーク研修1回（実務者会議と同時開催） ○ヤングケアラー実態調査報告 ○ヤングケアラー関係機関連絡会議の実施	（第5次としま男女共同参画推進プランにて新たに重点事業として指定） ＊旧事業№69「子どもの虐待防止のための取り組みの推進」

施策④：被害者の自立支援

事業番号	事業名	事業の内容	通番号	所管課	具体的な取組み	上半期（4月から9月まで）の実施状況	下半期（10月から3月まで）の実施予定	（参考）令和元年度第4次としま男女共同参画推進プラン実施調査における実施状況
10	DV被害者に対する相談の充実	DV被害者の自尊心が回復し、自分のために意思決定ができる力を取り戻せるよう、中長期の精神的サポートを進めます。	20	男女平等推進センター	DV相談を実施するとともに、必要に応じて、カウンセラーによるDV専門相談や、臨床心理士によるこころ相談へつなげるとともに、保健所等が実施する相談窓口を適宜案内し、精神的サポートを進める。	○DV相談を実施するとともに、必要に応じて、カウンセラーによるDV専門相談や、臨床心理士によるこころ相談へつなげるとともに、教育センターや保健所等が実施する相談窓口を適宜案内し、精神的サポートを進めた。 ○DVに関する相談件数（4～9月）計　102件	DV相談を実施するとともに、必要に応じて、カウンセラーによるDV専門相談や、臨床心理士によるこころ相談へつなげるとともに、保健所等が実施する相談窓口を適宜案内し、精神的サポートを進める	○DVに関する相談件数：計202件 ○DV専門相談の実施 ・月1回実施：夜間 ・専門職（カウンセラー）による相談
			21	健康推進課	①随時の健康相談の実施 ②精神保健福祉相談を実施 ③適切な相談窓口を案内	①③電話や面接にて随時実施し適宜、適切な相談窓口を案内している。②について、精神科医による相談を6回、精神保健福祉士による相談を6回実施した。	①随時の健康相談の実施 ②精神保健福祉相談を実施 ③適切な相談窓口を案内	（第5次としま男女共同参画推進プランにて新規追加）
			22	長崎健康相談所	①随時の健康相談の実施 ②精神保健福祉相談を実施 ③適切な相談窓口を案内	①③については随時実施している。 ②4月、6月、8月に1回ずつ延3回実施。延9件。	①③については随時実施予定 ②10月、12月、2月に実施予定。	（第5次としま男女共同参画推進プランにて新規追加）
			23	子育て支援課	DV被害者の寄り添い、様様な課題に対する解決に取り組み、安心して生活することができるための支援を考える。	相談者の状況に応じて適切な支援になるよう関係機関と連携しながら、DV被害者のエンパワーメントにつながる精神的なサポートを進める。 アセスメントシートを活用し進行管理で確認しながら切れ目のない支援を継続する。 東京ウイメンズプラザの自立支援講座などの活用	相談者の状況に応じて適切な支援になるよう関係機関と連携しながらDV被害者のエンパワーメントにつながる精神的なサポートを進める。 アセスメントシートを活用し進行管理で確認しながら切れ目のない支援を継続する。	職員のDV相談に関するスキルアップを目指し、研修や講演会の積極的な参加をすすめ、適切な助言をする。必要によって都の専門相談へつなげるなどの支援も行うようにする。
			24	教育センター	子どもの成長に伴って生じてくる様々な心配事や悩みについて、来所による継続的な相談を行う。	教育相談における主訴の背景としてDVの話も多くあるため、状況に応じてDV相談窓口等の支援機関を紹介している。また、このような状況の中での子育てや子どもの問題への対応について、相談者に寄り添いながら継続相談を行う。	引き続き、相談者に寄り添いながら継続的に相談を行う。	（第5次としま男女共同参画推進プランにて新規追加）

事業番号	事業名	事業の内容	通番号	所管課	具体的な取組み	上半期(4月から9月まで)の実施状況	下半期(10月から3月まで)の実施予定	(参考)令和元年度第4次とし男女共同参画推進プラン実施調査における実施状況
11	被害者の生活再建支援	被害者が、安全で安心して生活再建ができるよう、シェルターやステップハウスの利用について民間団体等と連携するとともに様々な観点から必要な自立支援を行います。また、くらし・しごと相談支援センター等と連携した多様な学習機会を提供し、社会参加を支援します。	25	福祉総務課	住宅確保を希望される方への入居支援	被害者ではないが、課題を抱える方に対して、安心住まいを提供した。 7件	・相談内容に応じて対応	【住宅課】 住宅確保を希望される方への入居支援。 ＊平成29年度に住宅課から福祉総務課へ事業を移管。
			26	自立促進担当課長	対象者の属性によって所管課が対応する一方、くらし・しごと相談支援センターにおいては、生活困窮者自立支援制度の所掌内において、制度の狭間に陥った方に対し関係機関と連携して、生活支援や就労支援、社会参加支援を実施する。	くらし・しごと相談支援センターでの相談内容にDV被害を含む方の延べ件数 6件	・引き続き相談対応を行う。	(第5次とし男女共同参画推進プランにて新規追加)
			27	生活福祉課	母子生活支援施設での保護を実施する。また、児童関係の手当の申請援助や法律問題の解決を図るため法テラスを案内するなど必要な支援を行う。	9月現在76世帯(4月以降の新規8件)について、個々の事情に応じた保護を実施した。また子育て支援課女性相談グループとも連携し、必要な支援を行った。	母子家庭の生活再建のため、引き続き民間団体やくらし・しごと相談支援センター、女性相談グループ等とも連携し、個々の実態に応じた必要な支援を実施する。	・女性相談センター、宿所提供施設、宿泊所での保護を実施。
			28	西部生活福祉課	母子生活支援施設利用や児童関係手当等の申請アドバイスをする。また、法律問題の解決を図るため法テラスを案内するなど必要な支援を行う。	上半期は支援対象者がいなかった。	取り組みに基づき、相談があれば支援を行う。	宿泊提供施設・宿泊所での保護を実施。
			29	子育て支援課	被害者の生活再建に向け、シェルター、ステップハウス等を利用し施設等の協力を得ながら、精神的ケア、自立までの長期的な支援を実施する。	DV相談　144件 緊急一時保護件数　16件 うちDV避難　9人	被害者の生活再建に向け、シェルター、ステップハウス等を利用し施設等の協力を得ながら、精神的ケア、自立までの長期的な支援を実施する。	○DV相談:333件 ○DVによる保護件数:25件(子どもを含む)
12	被害者の子どもへの支援	被害者の子どもの保育・教育等に関する支援、情報の適正な管理等を関係機関が連携して行います。	30	子ども若者課	DV被害者の子どもに関する相談等を受けたり、他課から連絡があった際、関係課と連携して対応する。	子どもからの相談で面前DV等疑われる場合など子ども家庭支援センター、女性相談等と連携して対応している。 DV被害者の子どもへの支援の対応件数:2施設2件	上半期同様の予定	対応件数　2施設で　計1件
			31	子育て支援課	婦人相談員が支援のコーディネートをし、自立に必要なパイプ役となって、寄り添った支援を実施する。	女性相談実人数　443人(電話含む) 女性相談のべ件数　1,344件 (うち住宅関係117件　職業関係54件) 母子相談件数　のべ2,769件 (うち住宅関係　269件　職業関係　416件 母子福祉資金　296件)	婦人相談員が支援のコーディネートをし、自立に必要なパイプ役となって、寄り添った支援を実施する。	○関係機関連携件数　282件
			32	保育課	○窓口や園から被害者の子どもに関する相談等を受けた際、関係課と連携して対応する。 ○保育園入園選考 ○被害者の安全確保のため、子どもの入所が必要と判断される場合は特別な支援を要する世帯と位置づけ、入所指数を加点する。	○入園相談や保育園において被害者からの相談やその他の情報提供があった場合には、必要に応じて随時関係課と連携しながら対応している。 ○特別な支援を要する世帯への入所指数の加点を引き続き行っている。 【連携ケース】 6件	○引き続き、被害者からの相談等に対し関係課と連携しながら対応する。	・連携(女性相談担当部署)ケース　3件
			33	学務課	就学手続き等において関係各課と連携する。	転居・転入・転出した子どもの状況(DV避難・虐待等)により、必要に応じて各関係各課と情報共有し、連携して支援している。 ①DV被害者の転入学11件 ②DV被害による区内転居への転校相談0件 ③DV被害による他区への転校相談2件 ④DV被害による転入者の就学援助認定4件	引き続き各関係各課と情報共有し、連携して支援する。	’・DV被害者の転入学2件 ・DV被害による区内転居への転校相談1件 ・DV被害による他区への転校相談2件・DV被害による転入者の就学援助認定14件(平成31年度以前の転入者を含む)
			34	放課後対策課	必要に応じて、優先的に学童クラブ利用の受入を実施。子ども家庭支援センター・児童相談所・学校・女性相談グループ・男女平等推進センター等の関係機関と連携しながら子どもの人権を守り、健やかな成長を支援していく。	関係機関との連携により、学童クラブの利用が必要な世帯に対し、優先的に受入を実施した。また、学童クラブ利用児童について、必要に応じて関係機関と情報共有をしながら、対応している。 DV被害者の子どもへの支援対応件数:2施設2件	引き続き関係機関と情報共有をし連携しながら、支援していく。	対応件数:3施設4件
			35	指導課	関係各課と連携する。	要対協等を通じて指導課と関係各課で情報を共有し具体的な支援策を検討している。	引き続き要対協等を通じて指導課と関係各課で情報を共有し具体的な支援策を検討していく。	DV被害による就学認定なし

施策の方向2：性と生に関する健康支援

施策⑥：プロダクティブ・ヘルス／ライツの啓発と支援

事業番号	事業名	事業の内容	通番号	所管課	具体的な取組み	上半期（4月から9月まで）の実施状況	下半期（10月から3月まで）の実施予定	（参考）令和元年度第4次としま男女共同参画推進プラン実施調査における実施状況
18	性に関する正しい知識の取得とリプロダクティブ・ヘルス/ライツの啓発	性に関する正しい知識を提供し、リプロダクティブ・ヘルス／ライツの啓発に努めるとともに、健康の観点からのライフプラン形成を支援します。	36	男女平等推進センター	○エポック10フェスタ等のイベントにおいて、健康や生きがいについての啓発活動を行っている団体の講座支援を行う ○保護者や支援者等を対象に、性教育や健康をテーマにした主催事業を実施する	○6月に開催したエポック10フェスタ2022にて、健康や生きがいについて啓発活動を行っている団体の講座を支援した。 ・「親子で学ぼう！乳幼児との災害対処」 企画団体：豊島区助産師会 ・「がんになっても＜前進＞するために」 企画団体：ぐるーぷGSC ・「化学物質は世代を超える」 企画団体：カネミ油症関東連絡会 ○鬼子母神plusでの健康支援情報の提供	○エポック10フェスタ2023開催に向け、健康や生きがいについて啓発活動を行っている団体のイベント開催に向けた支援を行う。 ○令和5年1月に区民企画運営講座「「性別の“らしさ”からの卒業」を開催し、保護者・教育関係者向けに人権教育・包括的性教育についての講座を実施する。	鬼子母神plusでの健康支援情報の提供 若年者向けの情報及び女性の健康、子育て情報の発信スペースとして27年5月に開設、その後、スペース拡大の改修を行い、同年11月11日リニューアルオープンした。展示には株式会社ベネッセコーポレーション、くまざわ書店池袋店、ファーザーリングジャパンの協力を得ており、池袋保健所はもちろん子育て支援課、男女平等推進センター、生活産業課から若者、女性、子育てに関する情報を発信している。
			37	健康推進課	○エイズ等予防教育の実施：区内中学校へ健康教育の実施 ○世界エイズデーにあわせて中央図書館での展示 ○鬼子母神plusにて女性の生涯を通じた健康に関する情報提供	○エイズ知ろう館来館者数　164人 ○鬼子母神plusにおいて、女性の生涯を通じた健康に関する情報を展示などにより随時提供している。	○エイズ等予防教育の実施：区内中学校へ健康教育の実施 ○世界エイズデーにあわせて中央図書館での展示 ○鬼子母神plusにて女性の生涯を通じた健康に関する情報提供	・エイズ知ろう館来館者数　1,018人 ・エイズ予防健康教育の実施（新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止）
			38	長崎健康相談所	小中学校での健康教育を実施する	実施無し	令和5年3月、中学校にてエイズ・性感染症予防教育実施予定。	新型コロナウイルス感染症の影響により中止
			39	子ども若者課	○不健全図書類自動販売機設置状況調査（地区青少年育成委員会にそれぞれの地区の不健全図書類の自動販売機について設置状況調査を依頼。結果に基づき行政が現地を確認し、東京都に報告） ○ふぉーてぃー（都エイズ対策事業）と協力し、中高生センター利用者に対しての意識啓発を行う。	○不健全図書類自動販売機設置状況調査を東京都から依頼を受け青少年育成委員が実施している。 （令和4年10月末現在、0台） ○ふぉーてぃーの運営事業者が変更したため、両施設で今年度は3回ずつ活動実施予定。長崎は4月、8月、東池は5月に実施。	○上半期と同様の予定 ○ふぉーてぃーの来館啓発活動は、東池2回、長崎1回の予定	○令和元年末現在、0台（最終設置確認：18年度　2ヵ所、15台） ○ふぉーてぃーと中高生の懇談会（出張ふぉーてぃー）を2施設で実施（隔月開催）。 ○ふぉーてぃーの常時展示コーナーを開設 （ジャンプ東池袋・ジャンプ長崎）
			40	指導課	学校における性教育を推進する	○各学校において体育・保健体育の年間指導計画に従い、指導を行っている。 ○各学校において国から配布されてた「生命の安全教育」の教材を活用し、発達段階に応じた指導を行っている。	・今後も「生命の安全教育」を全校で教育課程に位置付け積極的に推進する。 ・産婦人科医を講師として招へいした「性教育の授業」を西池袋中学校において実施予定。（令和5年3月）	（第5次としま男女共同参画推進プランにて新たに重点事業として指定） ＊旧事業№68「学校における性教育の充実」

施策⑦：生涯を通じた健康づくりの推進

事業番号	事業名	事業の内容	通番号	所管課	具体的な取組み	上半期（4月から9月まで）の実施状況	下半期（10月から3月まで）の実施予定	（参考）令和元年度第4次としま男女共同参画推進プラン実施調査における実施状況
23	心身の健康の推進	心身の健康の問題への対応や、相談窓口の周知に取り組みます。	41	区民相談課	相談内容に応じ、保健所や東京ウィメンズプラザを案内する。	窓口や電話での相談内容に応じて、各連携先をご案内した。	引続き相談内容に応じて連携先をご案内する。	相談内容に応じ、男女平等推進センターや子ども家庭・女性相談係、東京ウィメンズプラザ等を案内。
			42	高齢者福祉課	高齢者総合相談センターにおいて、介護サービスの利用をはじめ各種相談に応じ、初期的対応をはじめ、専門的な相談機関への紹介を行う。	高齢者総合相談センターにおいて、基本チェックリスト等を活用して心身の状況をアセスメントし、介護予防の視点で総合事業の案内等を実施。必要に応じ介護サービスの利用をはじめとする各種相談に対応。	高齢者総合相談センターにおける各種相談において心身の状況のアセスメントを適切に行い、必要に応じて各種サービスの利用や専門的な相談機関と連携を図る。	高齢者総合相談センターにおいて、介護サービスの利用をはじめ各種相談に応じ、初期的対応をはじめ、専門的な相談機関への紹介を行う。
			43	健康推進課	①随時の健康相談の実施 ②精神保健福祉相談の実施 ③パンフレット「メンタルヘルスケア相談窓口」の配布	①電話や面接にて随時実施している。 ②精神科医による相談を6回、精神保健福祉士による相談を6回実施した。 ③健診の通知への同封をはじめ、各種講演会等での配布、学校関係への配布をおこなった。	①随時の健康相談の実施 ②精神保健福祉相談の実施 ③パンフレット「メンタルヘルスケア相談窓口」の配布	保健師の随時相談
			44	長崎健康相談所	①随時の健康相談 ②精神保健福祉相談 ③パンフレット「メンタルヘルスケア相談窓口」等の配布	①③については随時実施している。 ②4月、6月、8月に1回ずつ延3回実施。延9件。	①③については随時実施予定 ②10月、12月、2月に実施予定。	電話や面接にて随時実施している

施策の方向3：多様性の尊重と安心して暮らせる環境の整備

施策⑧：メディア・リテラシーの向上

事業番号	事業名	事業の内容	通番号	所管課	具体的な取組み	上半期（4月から9月まで）の実施状況	下半期（10月から3月まで）の実施予定	（参考）令和元年度第4次としま男女共同参画推進プラン実施調査における実施状況
25	人権尊重のためのメディア・リテラシーの概念の普及と育成	インターネットやスマートフォンの普及による、メディア上の性暴力等の青少年に対する有害情報、犯罪やトラブルなどから子どもを守るために、家庭、地域、学校、市民団体・NPO等と連携した取組みを進めていきます。また、子ども自身がメディアを主体的に読み解く能力が身につくようメディア・リテラシーの概念の普及と育成のための啓発を進めます。	45	男女平等推進センター	メディア・リテラシー養成講座を開催する。 また、「男女共同参画の視点に立った表現ガイドライン」を適宜見直し、周知をしていく。	区ホームページにて「男女共同参画の視点に立った表現ガイドライン」を公開し、周知している。	エポック10フェスタ実行委員会にて「男女共同参画の視点に立った表現ガイドライン」について周知する。	（第5次としま男女共同参画推進プランにて新たに重点事業として指定） ＊旧事業№18「人権尊重のためのメディア・リテラシーの概念及び暴力防止の普及啓発の促進」
			46	指導課	学校における情報教育の推進 （学習指導要領及び平成22年10月文部科学省発行の「教育の情報化に関する手引きについて」に基づき、各学校で情報教育の全体計画を作成、情報教育について指導の充実を図る）	・インターネットやスマートフォンの利用に際して注意すべき事項について親子で学ぶ機会を各学校で設定している。 ・学校ルール、家庭ルールに基づく適切な利用について日常的な指導を行っている。	インターネットやスマートフォンの利用に関する注意点を日常的に指導する。	（第5次としま男女共同参画推進プランにて新たに重点事業として指定） ＊旧事業№67「人権尊重のためのメディア・リテラシーの概念の普及と育成」

施策⑩：生活上の様々な困難を抱える人々への対応

事業番号	事業名	事業の内容	通番号	所管課	具体的な取組み	上半期（4月から9月まで）の実施状況	下半期（10月から3月まで）の実施予定	（参考）令和元年度第4次としま男女共同参画推進プラン実施調査における実施状況
30	働きづらさ、生きにくさを感じている人々への支援	様々な人間関係のトラブルや心身の不調、悩みを抱え、働きづらさや生きにくさを感じている人々への積極的な支援に取り組みます。	47	広報課	外国人のためのインフォメーション	各課に情報更新・新規作成が必要なページの確認を行い、修正箇所の情報を集約。その後、翻訳会社と共に中国語・英語・韓国語へと翻訳を行った。	翻訳データの反映と昨年度に引き続き第二階層・末端ページのデザインを修正する。 アイコン重視のデザインにすることで、言語に影響されず、外国の方にも直感的に分かりやすいデザインにする。	（第5次としま男女共同参画推進プランにて新規追加）
			48	区民相談課	外国籍等区民も含め、相談内容に応じ、男女平等推進センターや子ども家庭・女性相談係、池袋保健所・長崎健康相談所、くらし・しごと相談支援センター、東京ウィメンズプラザ等を案内する。	窓口や電話での相談内容に応じて、各連携先を案内した。	引続き相談内容に応じて連携先をご案内する。	（第5次としま男女共同参画推進プランにて新規追加）
			49	男女平等推進センター	悩みを抱え生きにくさ等を感じている人を支援するため、一般相談及び専門相談（法律・こころ・DV）を実施する。	一般相談及び専門相談（法律・こころ・DV）の実施 ・一般相談件数（4～9月）計　784　件 ・専門相談（4～9月）計　58　件	一般相談及び専門相談（法律・こころ・DV）の実施	①一般相談：1885件（女1881件、男4件） ②専門相談：66件（女66件、男0件） ・法律：33件/こころ：23件/DV：10件
			50	自立促進担当課長	生きづらさを抱える方々に対し、少しでも負担が軽減され社会とのつながりや雇用機会を得るために、気付きや就労基礎能力を養う場を設け、1人ひとりの課題に応じたオーダーメイドの支援プランを提供し、寄り添い支援を実施する。	ひきこもり相談窓口の相談実績として (1)面談115件 (2)電話290件 (3)メール相談63件 (4)アウトリーチ支援60件	・引き続き相談対応を行う。	（第5次としま男女共同参画推進プランにて新規追加）
			51	健康推進課	①随時相談を実施 ②精神保健福祉相談、健康相談を実施	①電話や面接にて随時実施している。 ②精神科医による相談を6回、精神保健福祉士による相談を6回、医師などによる健康相談を6回実施した。	①随時相談を実施 ②精神保健福祉相談、健康相談を実施	保健師の随時相談
			52	長崎健康相談所	電話・面接等相談	随時、電話・面接相談実施している。	随時、電話・面接相談実施予定。	電話や面接にて随時実施している
			53	子ども若者課	困難や課題を抱えた子どもや若者からの相談に応じ、一人ひとりに合わせた支援計画を作成する。アシスとしまでは支援計画を作成するまでのプロセスを大切にし、本人のペースで「自分で選択する」経験を少しずつ増やしていく支援を行っている。また、人に頼れる力、支援を受ける力が必要と考え広報・啓発活動を強化している。	子どもからおおむね39歳までの子ども若者を対象に様々な相談に応じ、支援計画を作成している。自分で選択できるまでを丁寧に寄り添い、ステップを一つひとつクリアすることで小さな経験を増やしていく支援を行っている。	上半期同様の予定	（第5次としま男女共同参画推進プランにて新規追加）
			54	子育て支援課	福祉総務課、障害者福祉課、高齢者福祉課と連携し、相談を実施する。障害のある女性の就労は、ハローワークの障害者相談の窓口の同行を実施する。 若年女性の妊娠に関する相談を実施する。	就労に関する相談　　のべ416件 関係機関連携件数　　174件 若年女性（10代20代）の妊娠出産相談　　のべ　31件	福祉総務課、障害者福祉課、高齢者福祉課と連携し、相談を実施する。障害のある女性の就労は、ハローワークの障害者相談の窓口の同行を実施する。 若年女性の妊娠に関する相談を実施する。	就労に関する相談件数　1,117件

施策⑪：多様な性自認・性的指向に対する理解促進

事業番号	事業名	事業の内容	通番号	所管課	具体的な取組み	上半期（4月から9月まで）の実施状況	下半期（10月から3月まで）の実施予定	（参考）令和元年度第4次としま男女共同参画推進プラン実施調査における実施状況
32	多様な性自認・性的指向の人々への理解の促進	多様な性自認・性的指向の方々への差別や偏見の解消を目指して、子どもから高齢者まであらゆる世代の区民や教職員及び企業等に対する啓発活動に取り組みます。	55	総務課	広報としまによる人権問題に関する啓発	東京法務局等が実施する「電話相談強化週間」のお知らせについての記事を掲載する等の啓発を実施。	人権週間（12月4日～10日）にちなみ、広報としま特集号（12月1日発行）に、区内小中学校が行った人権啓発に関する取り組みの紹介や、人権課題についての記事を掲載し、人権問題に関する啓発を実施。	（第5次としま男女共同参画推進プランにて新たに重点事業として指定） 旧事業№77「性的少数者（セクシュアルマイノリティ）の人々への理解の促進」
			56	男女平等推進センター	広く区民や教職員及び企業等に対し、多様な性自認・性的指向の人々への理解を促進するため、啓発事業を実施する。	多様な性自認・性的指向の人々への理解促進のため、パネル展示等の啓発活動を実施した。 ・東京レインボープライド2022ブース出展（4月） ・鬼子母神Plus　パネル展示（4月） ・庁舎まるごとミュージアム　パネル展示（5月）	としま出前講座を実施し、多様な性自認・性的指向の人々への理解を促進するための啓発を行う。 ・川村学園女子大学（12月） ・医療法人社団明芳会　IMS Me-Llfeクリニック池袋（1月）	（第5次としま男女共同参画推進プランにて新たに重点事業として指定） 旧事業№77「性的少数者（セクシュアルマイノリティ）の人々への理解の促進」

＜目標2＞あらゆる分野で女性が輝けるまち

施策の方向4：働く場における男女平等の推進

施策⑫：雇用機会の拡大、就職及び再就職への支援

事業番号	事業名	事業の内容	通番号	所管課	具体的な取組み	上半期（4月から9月まで）の実施状況	下半期（10月から3月まで）の実施予定	（参考）令和元年度第4次としま男女共同参画推進プラン実施調査における実施状況
34	女性の起業に関する支援	関係機関と連携し、起業相談や起業塾を実施することで女性の起業をサポートします。また、起業に必要な経済支援のため、融資をあっせんし、信用保証料や利子補給を行うとともに、女性起業家交流会や相談会を通じて、地域の起業家ネットワークを構築します。	57	生活産業課	①としまビジネスサポートセンターにおいて起業相談実施 ②ビジネスセミナーや勉強会の開催 ③女性のための交流会及び起業塾の実施 ④起業融資のあっせん、利子補給 ⑤日本政策金融公庫新創業融資制度の利子補給 ⑥融資申込時の信用保証料補助	○ビジネスサポートセンター女性起業相談件数：14件 ○第1回ビジサポセミナー開催：52名参加（Withコロナ時代のビジネスチャンスの見つけ方） ○北区荒川区合同の女性起業家交流会開催（第1部トークセッション：39名参加　第2部交流会：34名参加） ○女性のための起業塾（9月～12月）：30名参加	○第2回～第4回ビジサポセミナーの開催 ○第1回・第2回ビジサポ勉強会の開催 ○【継続】女性のための起業塾（～12月） ○ISPチャレンジ出店（1月23日～24日） ※女性起業家を対象としてテストマーケティングの場を提供	・女性のための起業相談実人数　53件 ・ビジサポセミナー 5回/111人 ・勉強会3回/38人 ・女性のための起業塾（全7回）29名 ・女性起業家交流会 41名
35	女性の就労に関する支援	関係機関と共に、就職や再就職に必要なスキルを身につける講座等を開催します。	58	男女平等推進センター	就職、再就職、自己実現を支援するための講座を開催する。	子育て中の女性の就職・再就職を支援するセミナーを共催事業として開催した。 ○6月30日「子育て中の再就職応援セミナー」 （共催：ハローワーク池袋、参加者：19名） ○7月5日「ライフとワークの心地よいバランスをみつけよう！」 （共催：公益財団法人東京しごと財団、参加者：31名）	就職、再就職、自己実現を支援するための講座を開催する。 ○11月28日「就職1Dayトライ みんなで就職面接会」 主催：東京しごとセンター女性しごと応援テラス ○12月20日「私らしく両立できる仕事のはじめ方」 共催：公益財団法人東京しごと財団	『子育て女性セミナーin池袋「わたし」も「子ども」も大切にしながら働きたい！～「私らしく両立」を考える』 令和元年7月16日 （共催:東京しごとセンター、参加者:19名）

施策⑬：働く場における男女平等の推進

事業番号	事業名	事業の内容	通番号	所管課	具体的な取組み	上半期（4月から9月まで）の実施状況	下半期（10月から3月まで）の実施予定	（参考）令和元年度第4次としま男女共同参画推進プラン実施調査における実施状況
37	女性が能力を発揮しやすい職場づくりのための情報提供、普及・啓発	雇用形態が多様化する中で、働き方の違いにより賃金や処遇に不利益が生じないよう、労働相談情報センターとの連携を図りながら、事業者に対し雇用均等促進の情報や資料の提供を行い、「セクハラの防止」「同一価値労働の男女及び正規・非正規の賃金格差解消」等について、理解が深められるよう啓発を進めます。	59	男女平等推進センター	○ネットワークミーティング（企業向けのワーク・ライフ・バランス推進事業）を開催し、時宜を得た講演を実施する。 ○企業同士の交流会や企業向け労働相談会を実施する。 ○ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度の周知を行う。 ○ワーク・ライフ・バランス推進企業に対し、法改正等の情報をメールマガジンで配信する。 ○区HP「ワーク・ライフ・バランスの推進」の項目に関係情報を掲載する。 ○情報・交流コーナーに働く人向けの宣伝コーナーを設けて資料の提供を行う。	○東京都労働相談情報センターと共催でネットワークミーティング（企業向けのワーク・ライフ・バランス推進事業セミナー）を開催した。 【内容】これからの時代に求められる社内環境の整備について 【日時】9月8日『男性育休の制度と取得促進について』、9月15日『不妊治療・不育症治療と仕事の両立に関連する人事労務管理』 開催場所：労働相談情報センター池袋事務所 ○法人会や関連団体の会報誌や情報サイト、メールマガジン等で、ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度を区内企業に周知した。 ○ワーク・ライフ・バランス推進認定企業へ助成金や企業向けセミナー、法改正等の情報をメールマガジンで配信した。	○3月にワーク・ライフ・バランスフォーラム（区民向けのワーク・ライフ・バランス推進事業）を実施する。 ○ワーク・ライフ・バランス推進認定企業へ、法改正や補助金等の情報をメールマガジンで配信する。 ○ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度の審査を行う。 11月～12月　書類審査・現地ヒアリング審査 令和5年1月27日　認定企業授与式 ○区HP「ワーク・ライフ・バランスの推進」の項目に関係情報を掲載する。	令和元年度豊島区ワーク・ライフ・バランス推進企業として28社を認定。（更新21社、新規7社）
			60	生活産業課	生活産業課（としまビジネスサポートセンター）PRコーナーにおいて、ハローワーク池袋、東京しごとセンター等からの月報、講習会の開催チラシ等を配置し、情報提供活動を行う。	東京都、東京しごと財団、東京しごとセンター、女性しごと応援テラス、ハローワーク等が実施している求職者支援訓練、就職支援講座、就職面接会、お仕事フェア、開業支援セミナー、しごと塾等のチラシをビジネスサポートセンター前に配架した。	関係機関からの要請によりチラシ配架等での周知に協力する。	随時情報提供・チラシの配架を行った。

施策の方向5：家庭生活と仕事の両立支援

施策⑭：ワーク・ライフ・バランスの推進

事業番号	事業名	事業の内容	通番号	所管課	具体的な取組み	上半期（4月から9月まで）の実施状況	下半期（10月から3月まで）の実施予定	（参考）令和元年度第4次としま男女共同参画推進プラン実施調査における実施状況
39	ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供、普及・啓発の実施	ワーク・ライフ・バランスに関する情報を区HPや広報等で紹介するとともに、東京都労働相談情報センターや区内関係団体等と連携しながら、企業・区民に対してワーク・ライフ・バランスを促進・啓発します。	61	男女平等推進センター	○ネットワークミーティング（企業向けのワーク・ライフ・バランス推進事業）を開催する。 ○ワーク・ライフ・バランスフォーラム（区民向けのワーク・ライフ・バランス推進事業）を開催する。 ○ワーク・ライフ・バランス推進企業に対し、法改正や補助金等の情報をメールマガジンで配信する。 ○ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度の実施する。 ○区HP「ワーク・ライフ・バランスの推進」の項目に関係情報を掲載する。	○東京都労働相談情報センターと共催でネットワークミーティング（企業向けのワーク・ライフ・バランス推進事業セミナー）を開催した。 ○ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度の募集を開始した。 【募集期間】8月15日～10月14日 応募28件（新規応募2件、認定更新26件） ○ワーク・ライフ・バランス推進認定企業へ助成金や企業向けセミナー、法改正等の情報をメールマガジンで配信した。	○3月にワーク・ライフ・バランスフォーラム（区民向けのワーク・ライフ・バランス推進事業）を実施する。 ○ワーク・ライフ・バランス推進認定企業へ、法改正や補助金等の情報をメールマガジンで配信する。 ○ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度の審査を行う。 11月～12月　書類審査・現地ヒアリング審査 令和5年1月27日　認定企業授与式 ○区HP「ワーク・ライフ・バランスの推進」の項目に関係情報を掲載する。	令和元年度豊島区ワーク・ライフ・バランス推進企業として28社を認定。（更新21社、新規7社）
			62	生活産業課	生活産業課（としまビジネスサポートセンター）PRコーナーにおいて、ハローワーク池袋、東京しごとセンター等からの普及パンフレットや講習会の開催チラシ等を配置し、情報提供活動を行う。	東京都、東京しごとセンター、女性しごと応援テラス等が発行している家庭と仕事の両立支援推進企業登録制度、企業向け育休取得応援奨励金、家庭と仕事両立支援ポータルサイトの案内チラシをビジネスサポートセンター前に配架した。	関係機関からの要請によりチラシ配架等での周知に協力する。	随時情報提供・チラシの配架を行った。

施策の方向6：政策・方針決定過程における男女共同参画の推進

施策⑱：政策・方針決定の場への女性の積極的な登用

事業番号	事業名	事業の内容	通番号	所管課	具体的な取組み	上半期（4月から9月まで）の実施状況	下半期（10月から3月まで）の実施予定	（参考）令和元年度第4次とします男女共同参画推進プラン実施調査における実施状況
48	男女共同参画の啓発事業の推進	男女平等や男女共同参画社会の実現に関する講座・講演会の実施、啓発誌の発行などにより、男女平等意識の普及・啓発を進めます。	63	男女平等推進センター	○講座は、ワークショップやオンライン等開催形式を工夫したり、対象者に配慮した時間帯の設定、参加者に応じて保育付きで実施するなど、参加しやすい学習の場・機会を提供する。 ○啓発誌「えぽっく・めいかー」の発行 ○多くの区民の参画が図られるよう、運営委員会、参加者アンケートの意見をもとに様々な区民ニーズに応じた男女共同参画の啓発講座を実施する。 ○ホームページ等を活用し広報活動を充実する。	○エポック10　30周年記念リーフレット「多様性あふれる未来へ　さらなる飛躍～」を作成、各種講座等で配布 ○アンコンシャスバイアス周知チラシ「気づこう！無意識の思い込み」の作成・配付 ○中学生に対するアンコンシャスバイアスアンケートの実施　回答率　64.1% ○講座は原則すべて保育付きで開催し、一部の講座についてはオンライン配信を行い、対象者が参加しやすい学習の機会を提供した。 ＜オンライン配信講座＞ ・6月22日（水）、9月10日（土）「パパとママの離婚講座」 ・8月27日（土）「作ってみよう！私だけのウェブサイト」 ○区民企画運営委員とともに、啓発誌「えぽっく・めいかーNO.51」の発行に向けた企画会議を実施した。 ○ホームページやメールマガジン、Twitterを活用し、広報活動を実施した。	○中学生に対するアンコンシャスバイアスアンケート調査結果を区政90周年記念講演会で活用、各学校へ情報提供 ○オンデマンド配信やオンライン受講に対応した講座を開催する。 ・11月20日（日）区政90周年記念事業ダイバーシティが世界を変える「性別の思い込みから自由になろう！」（オンデマンド配信） ・11月26日（土）「定年からのライフデザイン」（オンライン受講） ○啓発誌「えぽっく・めいかーNO.51」を発行する。 ○情報交流コーナーの書籍コーナーの配置や装飾等を変更し、より利用しやすいものにリニューアルする。	（第5次とします男女共同参画推進プランにて新たに重点事業として指定） ＊旧事業№51「男女共同参画の啓発事業の推進」
49	審議会における女性参画の推進	区の審議会における委員の構成について、女性の登用を促進し、男女どちらかの性が40%を下回らないようにします。	64	企画課	審議会等設置状況等調査：附属機関等の委員公募等に関する基本方針において、「女性委員の積極的な登用を推進し、男女いずれか一方が40%未満となることがないように努める。」とし、平成13年4月1日から適用している。これに基づき、全庁対象に女性委員の選任状況を調査するとともに、政策・方針決定の場へ女性を積極的に登用するよう呼びかける。	令和4年5月に審議会等設置状況調査を実施し、女性委員の選任状況を把握。令和4年4月1日時点の女性委員比率は39.8%。 また、調査時に、委員の改選や審議会等の設置、再開等の際には、女性委員を積極的に登用するよう周知した。	-	（第5次とします男女共同参画推進プランにて新たに重点事業として指定） ＊旧事業№59「附属機関等の委員公募等に関する基本方針の実施状況把握と推進」
			65	男女平等推進センター	○全課に対し、審議会等の女性委員比率改善に向けた取組み強化について依頼する。 ○審議会等新設時・改選時には、委員選定の予定及び結果を男女平等推進センター、総務部長へ報告することを求め、女性委員登用比率が目標値に達するよう努める。また、目標未達であった場合は、未達の理由及び次期改選に向けた対応策も併せて報告を求める。	審議会等新設時・改選時には、委員選定前に委員の男女比率の予定を男女平等推進センター、総務部長へ協議し、委員選定終了の際には結果を男女平等推進センター、総務部長へ報告することを求めた。なお、目標未達であった場合は、未達の理由及び次期改選に向けた対応策も併せて報告を求めている。 ○区の附属機関・審議会等の女性の参画率：39.8%（令和4年4月1日時点）	引き続き女性委員登用比率が目標値に達するよう、有効性の高い対策を講じていく。	（第5次とします男女共同参画推進プランにて新たに重点事業として指定） ＊旧事業№59「附属機関等の委員公募等に関する基本方針の実施状況把握と推進」

＜目標3＞すべての人が男女共同参画を学び、行動できるまち

施策の方向7：学習・啓発による男女共同参画意識の向上

施策⑳：子どもに対する男女平等教育・学習の推進

事業番号	事業名	事業の内容	通番号	所管課	具体的な取組み	上半期（4月から9月まで）の実施状況	下半期（10月から3月まで）の実施予定	（参考）令和元年度第4次とします男女共同参画推進プラン実施調査における実施状況
53	男女平等教育の推進	男女平等教育を教育指導の重点項目に盛り込むとともに、教職員の男女共同参画意識を高め、幼児を含めた子どもに対する男女共同参画の意識付けを保護者の協力も得ながら推進していきます。	66	男女平等推進センター	区内小学校の児童へ「子どものための豊島区男女共同参画推進条例」リーフレットを作成・配布する。	7月に区内小学校の児童へ「子どものための豊島区男女共同参画推進条例」リーフレットを配布した。 配布先：区立小学校22校に在籍する小学4年生	-	（第5次とします男女共同参画推進プランにて新規追加）
			67	子ども若者課	男女平等を含めた子どもの権利に関する学習プログラムを、区立小中学校のうち実施を希望する学校にて実施する。	【子ども若者課職員による出前講座】 5月：区立巣鴨小学校・池袋第三小学校で6年生を対象に実施。 【学校における「子どもの権利」学習プログラム】 ○子どもの権利擁護委員出張講座 9月：区立巣鴨小学校で6年生を対象に実施。	【学校における「子どもの権利」学習プログラム】 ・子どもの権利擁護委員出張講座 11月：区立朝日小学校において5・6年生を対象に実施予定。 12月：区立要小学校において5年生を対象に、区立清和小学校において6年生を対象に実施予定。 令和5年2月：区立目白小学校において6年生を対象に実施予定。	（第5次とします男女共同参画推進プランにて新規追加）
			68	保育課	○子どもの権利や創作・体験型の活動プログラム等を通じ、男女共同参画の意識付けを図っていく。 ○豊島区保育の質ガイドラインやその普及版の活用等により、保育の中での実践、保護者の理解促進に取り組む。	○保育の中での男女共同参画の実践につなげるため、新設園に対し、豊島区保育の質ガイドラインやその普及版を送付した。 ○ファーマーズマーケットなどのイベント時に豊島区保育の質ガイドラインの普及版を配布し、保護者の理解促進に取り組んだ。	○子どもへの暴力防止プログラム（CAP）を区立保育園2園で実施予定。教職員、保護者、子どもに特化したワークショップを別日程で開催し、子どもの権利について意識付けを図る。	（第5次とします男女共同参画推進プランにて新規追加）
			69	指導課	男女平等教育を含めた人権教育の推進（教育委員会の基本方針に、人権教育の推進を位置付けている。） （人権に関するあらゆる偏見や差別をなくし、差別意識の解消を図る教育の推進を図る。）	・東京都教育委員が作成する「人権教育プログラム」に基づく日常的な教員研修を実施した。 ・男女平等、性の多様性をテーマとした教員研修を実施した。	東京都から指定されている人権尊重教育推進校・巣鴨小学校の発表（令和5年2月）を通して人権教育のあり方について全教職員での共有化を図る。	（第5次とします男女共同参画推進プランにて新たに重点事業として指定） ＊旧事業№49「教職員に対する研修の充実」 ＊旧事業№50「男女平等教育の指導の推進」

施策㉑：家庭・地域・職場における男女平等意識の普及・啓発

事業番号	事業名	事業の内容	通番号	所管課	具体的な取組み	上半期（4月から9月まで）の実施状況	下半期（10月から3月まで）の実施予定	（参考）令和元年度第4次とします男女共同参画推進プラン実施調査における実施状況
48	男女共同参画の啓発事業の推進（再掲）	男女平等や男女共同参画社会の実現に関する講座・講演会の実施、啓発誌の発行などにより、男女平等意識の普及・啓発を進めます。	70	男女平等推進センター	○講座は、ワークショップやオンライン等開催形式を工夫したり、対象者に配慮した時間帯の設定、参加者に応じて保育付きで実施するなど、参加しやすい学習の場・機会を提供する。 ○啓発誌「えぽっく・めいかー」の発行 ○多くの区民の参画が図られるよう、運営委員会、参加者アンケートの意見をもとに様々な区民ニーズに応じた男女共同参画の啓発講座を実施する。 ○ホームページ等を活用し広報活動を充実する。	○エポック10　30周年記念リーフレット「多様性あふれる未来へ　さらなる飛躍～」を作成、各種講座等で配布 ○アンコンシャスバイアス周知チラシ「気づこう！無意識の思い込み」の作成・配付 ○中学生に対するアンコンシャスバイアスアンケートの実施　回答率　64.1% ○講座は原則すべて保育付きで開催し、一部の講座についてはオンライン配信を行い、対象者が参加しやすい学習の機会を提供した。 ＜オンライン配信講座＞ ・6月22日（水）、9月10日（土）「パパとママの離婚講座」 ・8月27日（土）「作ってみよう！私だけのウェブサイト」 ○区民企画運営委員とともに、啓発誌「えぽっく・めいかーNO.51」の発行に向けた企画会議を実施した。 ○ホームページやメールマガジン、Twitterを活用し、広報活動を実施した。	○中学生に対するアンコンシャスバイアスアンケート調査結果を区政90周年記念講演会で活用、各学校へ情報提供 ○オンデマンド配信やオンライン受講に対応した講座を開催する。 ・11月20日（日）区政90周年記念事業ダイバーシティが世界を変える「性別の思い込みから自由になろう！」（オンデマンド配信） ・11月26日（土）「定年からのライフデザイン」（オンライン受講） ○啓発誌「えぽっく・めいかーNO.51」を発行する。 ○情報交流コーナーの書籍コーナーの配置や装飾等を変更し、より利用しやすいものにリニューアルする。	（第5次とします男女共同参画推進プランにて新たに重点事業として指定） ＊旧事業№51「男女共同参画の啓発事業の推進」

施策の方向8：地域活動における男女共同参画の推進

施策㉓：自主的な活動への支援とネットワーク化の推進

事業番号	事業名	事業の内容	通番号	所管課	具体的な取組み	上半期（4月から9月まで）の実施状況	下半期（10月から3月まで）の実施予定	（参考）令和元年度第4次とします男女共同参画推進プラン実施調査における実施状況
62	男女共同参画に関する活動をする自主的な団体に対する支援	男女共同参画社会の実現に向けて活動している団体等に活動場所の提供などの支援を行い、その活動の活性化と交流の促進を図ります。	71	男女平等推進センター	○男女共同参画社会の形成を目指して、学習活動、催しなどを行い、今後活動を計画している団体やグループを対象に団体登録制度を活用し、活動場所や情報提供の支援を行う。 ○交流の促進を図るため、登録団体が一堂に会する交流会を実施。	○エポック10団体登録制度を活用し、男女共同参画社会の実現を図る団体に対して、活動場所や情報提供の支援を行った。 新規登録団体数：6（合計68団体） ○エポック10フェスタの開催および、エポック10登録団体によって構成される実行委員会の運営を行い、登録団体間での交流の促進を図った。 ・6月9日（金）～11日（日）「エポック10フェスタ2022～みんな　力を発揮する～」 参加団体数：16 ○エポック10登録団体・7団体から共催事業開催の申し込みがあり、下半期の開催に向けた広報等の支援を行った。	○エポック10登録団体との共催事業を実施する ・10月28日（金）「助産師と話そう！」 共催団体：豊島区助産師会 ・11月15日（火）「未来の自分は自分で作ろう」 共催団体：Sourire Project ・11月26日（土）「定年からのライフデザイン～家族、社会の関係を見直す～」共催団体：エポック10みらいの会 ・1月21日（土）「子どもの甲状腺がんの真実に迫る」 共催団体：I女性会議豊島支部 ・2月26日（日）「親子で遊ぼう」 共催団体：豊島区学童保育連絡協議会	（第5次とします男女共同参画推進プランにて新たに重点事業として指定） ＊旧事業№55「男女共同参画に関する活動をする自主的な団体に対する支援」

プランの積極的な推進

施策㉔：エポック10（豊島区男女平等推進センター）機能の充実

事業番号	事業名	事業の内容	通番号	所管課	具体的な取組み	上半期（4月から9月まで）の実施状況	下半期（10月から3月まで）の実施予定	（参考）令和元年度第4次とします男女共同参画推進プラン実施調査における実施状況
67	男女共同参画拠点施設としての男女平等推進センターの充実	広範・多岐にわたる男女共同参画施策を総合的に推進するために、各所管課が行っている計画事業の進捗状況のチェックや総合調整を行う機能を持った専管組織の一層の充実に努めていきます。	72	男女平等推進センター	○審議会等の運営 「男女平等推進センター運営委員会」 「男女共同参画推進委員会（庁内組織）」 「男女共同参画推進会議・女性活躍推進協議会」 ○毎年、第5次とします男女共同参画推進プランの「重点的な取り組み」に指定した事業について、実績評価を行う。	○運営委員会の開催実績 4月15日（金）、6月17日（金）、9月30日（金）開催 ○男女共同参画推進会議・女性活躍推進協議会の開催実績 5月19日（木）開催	○運営委員会の開催予定 10月14日（金）、12月13日（火）、2月17日（金）開催予定 ・男女共同参画推進会議・女性活躍推進協議会の開催予定 12月21日（水） ○第5次とします男女共同参画推進プラン実施状況調査 調査期間：10月17日（月）～10月27日（木） 調査内容：令和4年4月よりスタートした「第5次とします男女共同参画推進プラン」において、「重点事業」に位置付けられている各事業の上半期（4月から9月まで）の実施状況と下半期（10月から3月まで）の実施予定。 ＊調査結果は第2回男女共同参画推進会議・女性活躍推進協議会で報告。	（第5次とします男女共同参画推進プランにて新たに重点事業として指定） ＊旧事業№84「男女共同参画の総合調整機能を持った拠点施設としての男女平等推進センターの充実」